

令和元年10月15日

「経営者保証に関するガイドライン」の特則策定 に向けた基本的な考え方等について（概要）

本特則の基本的な考え方と位置付け

- ・円滑な事業承継への対応が喫緊の課題となる中、その阻害要因となり得る事業承継時の経営者保証の取扱いを明確化するもの（なお、本特則は現行のガイドラインを補完するものとして、事業承継時の経営者保証の取扱いについての具体的な着眼点や対応手法などを記載）。
- ・新旧経営者からの二重徴求は、原則禁止とする。例外的に真に必要な場合の具体例を制限的に列挙し、拡大解釈による安易な二重徴求が行われないような対応を検討。
- ・新経営者の保証について、保証を求めることが事業承継の阻害要因となり得ることも踏まえた判断の必要性（地域金融機関と顧客・地域社会がともに栄えていくビジネスモデル確立の観点）。
- ・旧経営者の保証について、改正民法の施行を踏まえた保証徴求のあり方について整理。
- ・事業者側に求められる対応として、事業承継に向けたステップ（準備、課題把握、磨き上げ、計画策定・実行）を意識しつつ、ガイドライン要件に照らして求められる対応の検討（金融機関とのコミュニケーション、要件充足に向けた経営改善の取組み）。
- ・金融機関の融資現場での参考となり、事業者にとって求められる対応の明確化が図られ、経営者保証解除に向けた予見可能性が高まるよう、コベナンツ付き融資等の代替的融資手法、好事例等の例示、専門家活用等の記載を検討。

検討体制

- ・金融機関側と事業者側の両業界団体で少人数のワーキンググループを立ち上げ、検討を行い、その内容を研究会に諮ることとする。
(ワーキンググループメンバー)
 - 金融機関側：全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会
 - 事業者側：日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会
 - 座長：小林信明弁護士
- ・年内を目途に策定し、来年度からの施行を予定。

（以上）